

9生窯建課第5号

平成9年5月19日

(社) 日本石綿協会

会長 音馬 峻 殿

通商産業省生活産業局窯業建材課長

福水 健文



石綿及び石綿製品の管理使用の徹底について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、石綿及び石綿製品を取り扱うに当たっては、環境・健康面に影響を与えないようその製造、施工、解体、廃棄等にわたり、関係法令等の下、十分配慮した管理を行うことが必要とされています。

貴協会におかれましては、会員企業に対し、引き続き管理使用の徹底に努力されると共に、特に施工等の関係各社へのご指導についても一層ご配慮頂きますよう連絡をお願い致します。